

松原市公用封筒広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、松原市公用封筒広告掲載取扱要綱（平成23年2月1日実施。以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載することが不適当な広告の範囲)

第2条 要綱第2条第6号に規定する市長が広告として適当でないと認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 他者を誹謗・中傷する内容を含む広告
- (2) 虚偽又は誇大な表現で市民の便益を害する広告
- (3) 市が推奨しているかのごとき表現をした広告
- (4) 投機心又は射幸心をあおる広告
- (5) 広告の意図及び内容が明確でない広告
- (6) 個人や団体の人格広告を目的とした広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業に係る広告
- (8) 金融業務の広告にあつては、松原市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関以外のものに係る広告
- (9) 事業を営むことについて官公署の免許、認可等を必要とする場合における当該免許又は認可を受けていないものに係る広告
- (10) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第146条に抵触するおそれがあり、又は公職選挙法上好ましくないと思われる広告
- (11) 事業・行為が社会的批判又は指弾の対象となっているもの
- (12) 市の施策の推進を阻害するもの
- (13) その他松原市公用封筒広告審査会（以下「審査会」という。）が掲載することが適当でないと認めるもの

(広告掲載の申込み等)

第3条 要綱第10条1項に規定する市長が定める書類は、業種及び広告内容により、資格免許証、諸証明書など同項に規定する申込者（以下「申込者」という。）の健全性を確認できる書類とする。

(審査会の審査)

第4条 広告掲載の適否の審査は、審査会が、次のとおり行うものとする

- (1) 申込者の業務に関し、特定の免許、証明、許可等の法的手続が必要な場合において当該手続を経て業務がなされているかについて、申込書の添付資料により確認する。
- (2) 広告内容が要綱第2条に規定する広告の掲載範囲に適合しているかどうかを確認する。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。